

36201

徳島県

徳島市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
徳島市企業立地 促進条例	H29.3	① 工場設置奨励制度 LED、環境・エネルギー、医療・介護・健康、地域ブランド化推進、新分野進出、農商工連携、その他市長が認める分野の工場で、新設等に係る投下固定資産額が1億円以上かつ新規地元雇用者又は転勤者が10人以上	○固定資産税・都市計画税免除(3年間) ○雇用奨励金 新規地元雇用1人 40万円(1年間)(限度額4,000万円)
		② 研究所等立地促進制度 ①の分野に関連する研究所及び研究開発部門等で、新設等に係る投下固定資産額が5,000万円以上かつ新規地元雇用者又は転勤者が5人以上	○固定資産税・都市計画税免除(3年間) ○中心市街地の貸オフィス入居の場合の事業所賃料補助 補助率 1/4(限度額 300万円/年、3年間) ○雇用奨励金 新規地元雇用1人 40万円 (1年間)(限度額4,000万円)
		③ ベンチャー企業等事業化促進制度 (A)大学又は高等専門学校と共同研究している (B)産業競争力強化法による特定事業活動支援を受けている (C)中小企業等経営強化法に規定する経営革新計画を受けたもの等で、新設等にかかる投下固定資産額が 1,000万円以上かつ新規地元雇用者又は転勤者が3人以上	○固定資産税・都市計画税免除(3年間) ○中心市街地の貸オフィス入居の場合の事業所賃料補助 補助率 1/4(限度額 300万円/年、3年間) ○雇用奨励金 新規地元雇用1人 40万円 (1年間)(限度額4,000万円)
		④ 情報通信関連事業立地促進制度 コールセンター(インバウンド事業)、データセンター、ソリューションセンター、事務処理センター、デジタルコンテンツ、クラウドサービス事業の事業所を新設するもので、新規地元雇用者が5人以上	○施設整備補助金(※)(限度額 500万円) ○中心市街地の貸オフィス入居の場合の事業所賃料補助 補助率 1/4(限度額 300万円/年、3年間) ○雇用奨励金 新規地元雇用1人 40万円 (5年間)(限度額4,000万円) (※)施設の整備に要した費用の 1/4 または1年目の雇用奨励金のいずれかの低い

		額
	⑤ 本社機能移転促進制度 県外から本社機能(企業活動を統括し、経営方針や事務管理の中核としての意思決定機能をいう)を移転する企業で、新設する事業所の規模が 100 ㎡以上かつ新規地元雇用者又は転勤者が5人以上	○固定資産税不均一課税(※)(3年間) ○中心市街地に新設する場合の移転費用補助 補助率 1/4(限度額 1,000 万円) ○雇用奨励金 新規地元雇用1人 40 万円(5年間)(限度額 4,000 万円) (※)地域再生計画の認定を受けた場合に 限る。

36202

徳島県

鳴門市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員			
工場の新設 10,000 万円超 (小規模企業者 3,000 万円超)	10 人以上 (小規模企業者は5人以上)	課税免除	固定資産税	5年間のうち (3年間)全額 (2年間)半額
工場の増設・建て替え 5,000 万円超 (小規模企業者は 2,000 万円超)	5人以上 (小規模企業者は2人以上)			
工場の移転 2,500 万円超 (小規模企業者は 2,000 万円超)	以上)			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件		内 容
		投下固定資本額	地元雇用	
鳴門市企業 立地奨励条例	S61.3 (改正 H24.3) (全部改正H29.4)	工場の新設 10,000 万円超 (小規模企業者は 3,000 万円超)	10 人以上 (小規模企業者は 5人以上)	1人につき 20 万円 (1,000 万円上限) (操業開始日から5年以 内に限る。)
		工場の増設・建て替え 5,000 万円超 (小規模企業者は 2,000 万円超)	5人以上 (小規模企業者は 2人以上)	
		工場の移転 2,500 万円超 (小規模企業者は 2,000 万円超)		

36203

徳島県

小松島市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
大企業 (新設) 20,000 (増設) 10,000	20 5	免除措置	固定資産税 (土地・家屋・償却資 産)	5年間
中小企業 (新設) 5,000 (増設) 2,000	3 1	〃 〃	〃 〃	5年間 3年間
特定施設(宿泊施設・事業所が設置する 保育所) (新設) —	—	〃	〃	10年間

〈本社機能移転に対する税制上の優遇措置等〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
小松島市地方活力 向上地域内における 固定資産税の不均 一課税に関する条例	H30.10.3	「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画※1」について、徳島県の認定を受けた事業所が、認定を受けた日の翌日以後2年を経過する日までに、特別償却設備※2を新設又は増設した場合 ※1地域活力地域内(市街化区域の大部分)において、特定業務施設(本社機能を有する事務所等)を整備する計画 ※2特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価格の合計額が3,800万円(中小企業者1,900万円)以上のもの 認定対象期間 H30.7.10～R2.3.31	東京23区から小松島市内へ本社機能を移転する場合、又は、地方にある本社機能を小松島市内にて拡充する場合に、固定資産税の不均一課税とする。 不均一課税内容 (1) 移転型事業 東京23区にある特定業務施設(本社機能を有する事務所等)を地方活力工場地域に移転して整備する事業に係る特別償却設備等 初年度0 2年度 1/4 3年度 1/2 (2) 拡充型事業 地方活力向上地域において特定業務施設(本社機能を有する事務所等)を拡充して整備する事業に係る特別償却設備等 初年度0 2年度 1/3 3年度 2/3

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
小松島市新規雇用 創出奨励金要綱	H26.4.1 H30.4.1 改正	<p>○小松島市企業立地条例第2条第3号に定める奨励対象施設を新設し、奨励指定事業所の指定を受けた者もしくは、小松島市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条に規定する固定資産税の課税免除に関する条例における課税免除を受けた者</p> <p>○操業から1年以内に新規常用雇用者を5人以上雇用すること。ただし、本社移転の場合に限り転勤者を当該人数に含む。</p>	新規地元雇用者で1人につき20万円、1事業所につき2000万円を上限とする(本補助金の同一事業者に対する交付は一度限り)
小松島市情報通信 関連事業立地促進 補助金交付要綱	H30.4.1	<p>○市外から情報関連通信事業(コールセンター又はデータセンター)、クリエイティブ事業及びSOH</p> <p>○事業の事業所を新設するもの</p> <p>○事業開始から5年以内に新規地元雇用者を、情報通信関連事業にあつては5名以上、クリエイティブ事業及びSOHO事業及び本社機能移転事業にあつては1名以上雇用すること。</p>	<p>施設整備等奨励事業(選択制)</p> <p>○改修費補助 改装に伴う内装及び外装工事費及び設計費に1/2を乗じた額から千円未満の端数を切り捨てた額を200万円上限で助成(1事業所1回のみ)</p> <p>○賃借料補助 事業所等の不動産資産(土地及び建物)の賃借料(共益費除く)に1/2を乗じた額から千円未満の端数を切り捨てた額を年間30万円以内、事業開始から3年間助成</p> <p>新規地元雇用奨励事業 新規地元雇用者の増加に応じて、常用労働者にあつては1人当たり40万円を乗じた額、週30時間以上勤務する契約社員又はパート社員にあつては1人当たり20万円を乗じた額を事業開始から5年以内総額2000万円以内で助成</p>

36204

徳島県

阿南市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設 30,000 (中小企業) 3,000	又は 20 又は 5	課税減免	固定資産税 上限 100%	3年間
増設 20,000 (中小企業) 2,000	— —	課税減免	固定資産税 上限 80%	3年間

36205

徳島県

吉野川市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域での製造事業、農林水産物等販売業、旅館業(下宿営業除く)の 新増設	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
吉野川市企業立地 促進条例	H16.10	<ul style="list-style-type: none"> ○市内に事業所用地 3,000 m²以上を取得し、3年以内に操業を開始すること (製造業にあつてはこの限りでない。) ○投資固定資産総額が 2,000 万円以上であること(中小企業にあつては 1,000 万円以上) ○操業開始の日から1年以内に5人以上の新規地元常用従業者を雇用すること(中小企業にあつては1年以内に2人以上) ○公害の発生の恐れがない、又は公害の発生の防止に必要な措置を講じている事業所 	<p>企業立地促進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○立地に係る固定資産税相当額を交付 ※新設については操業開始後5年度分(3年間全額+2年間半額) ※増設・移設については操業開始後3年度分 <p>雇用奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新規地元常用従業者数×50 万円
吉野川市新設等事業所への転勤等による転入世帯家賃補助金交付要綱	H26.3	<ul style="list-style-type: none"> ○工場立地法又は吉野川市企業立地促進条例に該当する事業者が市内に新設、増設又は移設をする当該事業所に転勤等により新たに勤務することとなった者(正規従業員に限る。)が属する世帯。 ○世帯全員が転入し市内の民間賃貸住宅に居住すること。 ○世帯全員が転入した日から、過去1年間に市内に住所を持っていない者 で、転入後1年以上市内に住所を有する意志があること。 ○世帯の者が民間賃貸住宅の借主であること。 ○生活保護法、その他の公的制度の家賃補 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1世帯当たり月額1万円。(実質家賃負担額が1万円に満たない場合は、実質家賃負担額) ○ 補助金の交付対象となる期間は補助金の交付申請の日の属する月の翌月から起算して 24 ヶ月。

		<p>助を受けていないこと。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 世帯全員が税を滞納していないこと。○ 家賃を滞納していないこと。○ 世帯全員がこの補助金の交付を受けたことがないこと。	
--	--	--	--

36206

徳島県

阿波市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)				
新設	2,000	15	課税免除	固定資産税 法人市民税	【固定資産税】 3年間全額免除 以後2年間は半額免除 【法人市民税】 3年間全額免除
増設	2,000	5	課税免除	固定資産税	2年間全額免除 以後1年間半額免除

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
阿波市企業立地促進条例	H30.2	阿波市企業立地促進条例の指定を受けた企業	雇用奨励金(新規地元雇用従業者1人あたり50万円、上限1,000万円)
阿波市企業立地促進助成金交付要綱	R1.7	阿波市企業立地促進条例の指定を受けた企業	土地取得費の1/10(上限1,000万円) 土地貸借費の10/10(上限100万円) ×3年間

36207

徳島県

美馬市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
農工法対象業種及びソフトウェア業、 宿泊業 ・新設 3,000 (中小企業者 2,000) ・増設移設 2,000 (中小企業者 1,200)	5 (中小企業者 3)	課税の減免	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
美馬市事業所等設置奨励条例	H17.3 (H31.3 一部改正)	○投下固定資産額 ・新設 3,000 万円以上 (中小企業者 2,000 万円以上) ・増設 2,000 万円以上 (中小企業者 1,200 万円以上) ○新規地元雇用者 5人以上 (中小企業者 3人以上) ○雇用期間 1年以上	雇用奨励金 ○新規地元雇用者数×40 万円 ○限度額 4,000 万円 ※1回限り(ただし、コールセンター・データセンターに対する指定事業者の場合、創業から3年以内)
		コールセンター・データセンターに対する指定事業者 ○投下固定資産額 ・新設 3,000 万円以上 (中小企業者 2,000 万円以上) ・増設 2,000 万円以上 (中小企業者 1,200 万円以上) ○新規地元雇用者 5人以上 (中小企業者 3人以上)	設置奨励金 ○限度額 1,000 万円(施設整備に要した経費の1/2以内) ※1回限り

		<p>事業所等の進出に関する協定等を締結した指定事業者</p> <p>○投下固定資産額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設 3,000 万円以上 (中小企業者 2,000 万円以上) ・増設 2,000 万円以上 (中小企業者 1,200 万円以上) <p>○新規地元雇用者 5人以上 (中小企業者 3人以上)</p>	<p>人材確保支援奨励金</p> <p>○限度額 50万円(新規雇用者の採用に要した経費の2/3以内) (1回限り)</p>
			<p>雇用者研修費奨励金</p> <p>○限度額 100万円(新規雇用者の県外研修の実施に要した経費の1/2以内) (創業から5年以内)</p>

36208

徳島県

三好市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
過疎地域での製造事業、情報通信技術利用事業、旅館業(下宿営業除く)の新增設	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
三好市企業立地促進条例	H19.6	製造業・研究所等に対する奨励措置 ○投下固定資産額 1億円以上 (中小企業者は2,700万円以上) ○新規地元雇用従業員が5人以上 (中小企業者は2人以上) ○地域振興に寄与し、安定的な成長が見込まれること ○環境の保全について適切な措置が講じられていること	企業立地促進奨励金 ○固定資産税相当額の範囲内 (5年以内(3年間全額+2年間半額)) ○新規雇用従業員1人につき ・期間の定めのないもの 40万円 ・期間の定めのあるもの 20万円 限度額 3,000万円 期間5年以内(2年目以降は純増員に限る)
		コールセンター、データセンターに対する奨励措置 ○新規地元雇用従業員が10人以上	雇用促進奨励金 ○新規雇用従業員1人につき年額 20万円以内 (5年以内、限度額 3,000万円) ○施設整備に要した経費の1/2に相当する額の範囲内 (限度額 1,000万円)
		ふるさとクリエイティブ企業に対する奨励措置 ○新規地元雇用従業員が1人以上	○事務所賃借料 事務所等賃借料の1/2、限度額年額30万円 ○事務機器等賃借料 事務機器等使用料の1/2、限度額年

			額 50 万円 ○新規雇用 期間の定めのない者 年額 40 万円 期間の定めのある者 年額 20 万円
--	--	--	--

36301

徳島県

勝浦町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置等〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
勝浦町企業立地促進 条例	H29.12.15	<p>製造業に対する奨励措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産額3千万以上 (中小企業者は1千万円以上) ○新規地元雇用従業員が5人以上(中小企業者は3人以上)を引き続き1年以上雇用 ○地域振興に寄与し安定的な成長が見込まれ、環境保全について適切な措置が講じられていること <p>製造業以外に対する奨励措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産額1千万円以上(中小企業者は百万円以上) ○新規地元雇用従業員が5人以上(中小企業者は3人以上)を引き続き1年以上雇用 ○地域振興に寄与し安定的な成長が見込まれ、環境保全について適切な措置が講じられていること 	<p>企業立地促進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○固定資産税相当額の範囲内 (3年間全額+2年間半額) <p>雇用促進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新規雇用従業員1人につき年額 50 万円以内、事業開始年度から5年間(限度額 1000 万円/年)
		<p>情報通信関連企業に対する奨励措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新規地元雇用従業員を5人以上、引き続き1年以上雇用 	<p>情報通信関連企業奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新規雇用従業員1人につき年額 30 万円以内、(5年以内、総額 3000 万円を限度とし、2年目を降は純増員に限る)
		<p>ふるさとクリエイティブ企業に対する奨励措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○クリエイティブ事業を営んでいる法人又は個人 ○町内において引き続き5年以上事業活動を行う(個人においては町内に5年以上居住) ○新規雇用従業員を1人以上 	<p>ふるさとクリエイティブ企業奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事務所等不動産資産の賃借料の2分の1に相当する額の範囲内(5年以内、限度額 30 万円/年) ○事業に必要な事務機器及び通信回線使用料の2分の1に相当する額の範囲内(5年以内、限度額 50 万円/年)

36302

徳島県

上勝町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
製造、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備 新增設	— 2,700	課税免除	固定資産税	3年間

36321

徳島県

佐那河内村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員(人以上)			
製造業、ソフトウェア業、旅館業(下宿営業除く)の新增設	—	課税免除	固定資産税	3年間

36341

徳島県

石井町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)				
新設又は増設	15,000	20	課税免除	固定資産税	1～3年間
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく課税優遇措置あり			課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
石井町工場設置 奨励条例	S32.4 (改正 H28.4) 一部改正 H29.12	工場の新設又は増設 ○投下固定資産 1.5 億円以上 ○又は常用従業員数 20 人以上 新規地元雇用者 ○5人以上	雇用奨励金 ○20 万円×新規地元雇用者数 ○限度額 1,000 万円

36342

徳島県

神山町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
製造事業、情報通信技術利用事業、 旅館業の新增設	—	課税免除	固定資産税	3年間

36368

徳島県

那賀町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
新增設	2,100	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
那賀町情報通信関連企業立地促進要綱	H17.3	次のいずれにも該当する事業所 (1)那賀町内に新設し、又は増設すること (2)専用通信回路等を利用して集約的に業務を行うこと (3)操業時において新規雇用者の数が10人以上であり、その内地元雇用者の数が3人以上であること ※奨励金を交付する期間は3年以内とする	(1)事業用資産の賃貸料に係わる奨励金 ○貸しオフィス、通信機器等の適正な賃貸料(土地、建物及び設備に係わるものを含み、敷金及び礼金を除く。)の1/2以内の額 (2)専用通信回線利用料に係わる奨励金 ○専用通信回線利用料の1/3以内の額 (3)スタッフ教育に係わる奨励金 ○社員、研修生等の教育に係る費用の1/3以内 ※限度額 (1)(2)(3)の合計 1,000 万円 (4)新規雇用者 1 名に 50 万円 ○限度額 1,000 万円
那賀町工場等設置奨励条例	H17.3	○新・増設とも投下固定資産総額が 2,100 万円以上で、新規地元雇用が3人以上	(1)固定資産税奨励金 ○当該事業所に係る固定資産税納付額 ○操業開始後、最初に町税として賦課された年度から3年間 (2)地元雇用奨励金 ○新規地元雇用者1人につき 50 万円 ○限度額 1,000 万円 (1回限り)
那賀町創業支援促進利子補給金交付要綱	H28.3	次のいずれにも該当する事業者 (1)那賀町内で新たに創業しようとする創業支援事業者 (2)那賀町内に事業所等を設置し、又は設置しようとしていること。ただし、仮設又は臨時	創業支援促進利子補給金 ○当該年の支払利息総額の 4/10 以内 ○限度額は予算の範囲内 ○返済開始から5年間以内

		の店舗その他その設置が恒常的でない ものを除く	
--	--	----------------------------	--

36383

徳島県

牟岐町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 20,000	—	課税免除	固定資産税	3年間
農林漁業関係施設 5,000				

36387

徳島県

美波町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
美波町工場設置奨励条例	H18.3	新增設 ○投下固定資本額 5,000 万円以上 ○従業員 10 人以上	奨励金 ○新設の場合 固定資産税の減免 1年目 100% 2年目 80% 3年目 60% ○増設の場合 固定資産税の減額 1年目 70% 2年目 50% 3年目 30%
美波町小規模事業起業支援要綱	H25.4	町内に店舗または事業所を置いて、起業や第二創業、「継業」を考えている法人又は個人で、代表者が65歳未満の者。 ○商業・サービス業 1人以上10人以下 ○製造業・その他の業種 1人以上20人以下 ○協同組合が主体となる事業では3名以上による事業体が形成されていること	補助対象経費の合計額に下記の率を乗じて得た額 ○地域経済の活性化を主目的とする起業等・・・ 3分の2 ○住民が必要とするサービスの提供を主目的とする起業等・・・2分の1 ○地域課題の解決を主目的とする起業等・・・2分の1 ○その他・・・3分の1 上限 100 万円 下限 30 万円

36201

徳島県

海陽町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
製造・情報通信・旅館(下宿営業除く) の新增設	—	課税免除	固定資産税	3年間

36401

徳島県

松茂町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設、増設、移転、建替え 1億円以上 (松茂町企業立地奨励要綱)		100%減免	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
松茂町企業立地奨励要綱	H30.10	○投下固定資産額 1億円以上 ○新規地元雇用 5人以上	雇用奨励金 ○新規雇用者数×50万円 ○限度額 5,000万円

詳しくはこちら ([松茂町企業立地奨励要綱について](#))

36402

徳島県

北島町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
北島町企業立地奨励 条例	H31.3	新增設・移転・建替え ○投下固定資本額 1億円以上 ○従業員 50人以上	奨励金 ○固定資産税額の範囲内 (3年間) 雇用奨励金 ○新規地元雇用者 1人につき20 万円 (上限2,000万円)

36403

徳島県

藍住町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
藍住町工場設置奨励 条例	S35.12 H27.4.1 (改正)	新增設 ○投下固定資本額 1億円以上 ○従業員 100人以上	奨励金 ○固定資産税額の範囲内 (3年間)

36404

徳島県

板野町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
新增設	10,000	課税免除	固定資産税	3年間
	常時 20 新規 10			
「企業立地計画」の承認を受けて企業立地を行う者で、基本計画に定められた指定集積業種 ・農林漁業関連業種 5千万円超 ・上記以外の業種 2億円超				

(補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置)

適用条例等	制定年月日	対象者の要件	内 容
板野町地域総合整備 資金貸付要綱	平成3年 5月1日	板野町が策定した「地域振興民間能力活用事業計画」に位置づけられた民間事業者等で、次の条件に該当するもの ・公益性、低収益生等の観点から実施されるもの ・営業開始後5人以上の新規雇用が見込めるもの ・貸付対象事業の設備投資(用地取得費を除く)の総額が1億円以上のもの ・用地取得等契約後3年以内に貸付対象事業の営業開始が行われるもの	無利子貸付 ○ 2千万以上6億円以内(当該貸付対象事業が複数の施設を一体的・複合的に整備する場合は、9億円を限度とする) ○ 償還期間 15年(3年据置)

36405

徳島県

上板町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

条例名	適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
	投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
上板町工場設置奨励条例	新増設 15,000	20	課税免除	(新設) 固定資産税 法人税割	3年間
				(増設) 増設分につき 固定資産税	2年間
上板町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例	土地、家屋、構築物の取得価額の合計額が一億円以上 (農林漁業及びその関連業種(製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業及びゴム製品製造業並びに卸売業のうち各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業及び家具・建具卸売業をいう。)に係るものにあつては、五千万円以上) 地域経済牽引事業促進法第13条第4項に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた企業		課税免除	固定資産税	3年間

36468

徳島県

つるぎ町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
過疎地域での製造事業の用、農林水産物の販売業の用、旅館業の用に供するための生産設備の新增設 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
「地域経済牽引事業計画」の承認を受けて、当該事業のための施設を設置 ・農林漁業及び関連業種 5,000 ・上記以外の業種 10,000	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
つるぎ町企業立地促進条例	H14.4	○年商30億円以上の製造業を営む企業。ただし、立地する企業が高度な技術の開発又は利用による生産を行い、地域振興に寄与し、高い成長が見込まれる場合にはこの限りでない ○用地取得後3年以内に操業を開始する見込みがあること	工場立地補助金 ○投下固定資産額の2% ○限度額 1億円
		○工場立地補助金の補助要件を満たすこと ○指定申請日から操業開始後1年以内に5人以上の新規地元雇用があること	地元雇用奨励補助金 ○新規地元雇用者×40万円/人 ○限度額 1,000万円(1回限り)
		○工場立地補助金の補助要件を満たす企業を紹介し、立地が決定すること	情報提供報奨金 ○分譲価格の4%以内

36489

徳島県

東みよし町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設	2,700	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
東みよし町企業立地 促進条例	H22.4.1	製造業に対する奨励措置 ○投下固定資産額1億円以上 (中小企業者は3千万円以上) ○新規地元雇用従業員が10人以上 (中小企業者は5人以上) ○地域振興に寄与し、安定的な成長 が見込まれること ○環境の保全について適切な措置が 講じられていること	企業立地促進奨励金 ○固定資産税相当額の範囲内(3年以内) 雇用促進奨励金 ○新規雇用従業員1人につき40万円以内、 事業開始年度から5年間 毎年度交付 限度額1,000万円/年
		コールセンター、データセンターに対 する奨励措置 ○新規雇用従業員が10人以上	雇用促進奨励金 ○新規雇用従業員1人につき年額 20万円以内(5年以内、限度額 3,000万円)
		ふるさとクリエイティブ企業に対する奨 励措置 ○新規雇用従業員が1人以上	○事務所等賃借料の2分の1以内 限度額年間30万円 ○事務機器等使用料の2分の1以内 限度額年間50万円